

- ：予約制の導入モデル事業の実施（16年度中）
  - ：インターネット（個人認証を活用）を利用した年金個人情報の提供（16年度中に365日24時間受け付けるサービスを実施し、さらに17年度には、年金加入状況について即時に回答する仕組みを整備することを検討）
  - ：障害者・高齢者に配慮したファックスによる年金相談の開始（16年度中）
- ④申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の身になって各種申請書類等の見直しを行う（随時）
- ⑤高齢者や障害者が相談しやすい環境を整備するため、相談窓口のバリアフリー化や聴覚、視覚障害のある方への情報のバリアフリー化を推進する（随時）

#### 【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引き下げる（17年度）
- ②毎年、年金加入者全員に対する保険料納付記録等の通知を行う仕組みを検討する  
(20年度からポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入)
- ③年金請求者の利便性の向上を図るため、年金支給年齢に到達する直前に、年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を郵送する仕組みを検討する
- ④社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を検討する
- ⑤政府管掌健康保険の被保険者が身近な場所で健診を受けられるよう健診実施機関の増大を図るなど、被保険者のニーズに対応した健康診断の推進について検討する
- ⑥政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、個人情報保護の考え方方に則ってレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する（17年度）
- ⑦社会保険事務局ごとに社会保険事務所等におけるサービスの改善方策等について、地域住民、関係団体等の意見を反映させるためのサービス改善委員会を設置する（17年度）
- ⑧住民基本台帳ネットワークを活用して、年金受給者の生存確認を行う（18年度を目途に実施を検討）
- ⑨各種の情報提供媒体について、より効果的・効率的な実施方法・内容等に改める（17年度）

## ウ 必要なサービスを提供するための体制等の見直し

### 【緊急（今年度中）に実施する事項】

- ①年金相談の急増等に対応するため、社会保険事務所の窓口増設を図るとともに、年金相談センターの増設（71カ所→73カ所）及び地域ニーズに応じた移転・廃止を行う（16年度中）
- ②社会保険事務所等に行かなくても年金相談ができるよう年金電話相談センターを拡充（10カ所→23カ所）するとともに、効率的・効果的な電話相談の充実方策について検討する（16年度中）
- ③社会保険事務所におけるワンストップサービスの実現のため、総合相談室を拡充する（16年度中に128ヶ所）

### 【来年度以降に実施する事項】

- ①社会保険労務士等について、年金相談業務における活用方策や社会保険事務所の審査業務等の簡略化に資する活用方策を検討する
- ②年金相談に関し、ファイナンシャルプランナーの活用、金融機関における対応など、民間ビジネスとしての環境整備方策について検討する
- ③入力事務等の外部委託を拡大し、社会保険事務所における業務の重点化を図る（17年度）
- ④既に外部委託している事業等について事務局単位からブロック単位に委託先を集約化するなど、効率化を図るためのモデル事業を実施する（17年度）
- ⑤政府管掌健康保険におけるレセプト点検について、効果的な改善手法を検討する

## 2. 予算執行の透明性の確保等

### (1) 現状と対応の方向性

